

埋立用材搬入届出(追加書類)に係る主な専門委員意見について(那覇空港滑走路増設事業:沖縄総合事務局)

専門委員からの意見	
A	搬出前及び搬出期間中における付着・混入防止に関する事項
1	運搬船が港に接岸している時間はどれくらいか。2回目の視察で2つの積出港で特定外来生物のハイイロゴケグモが確認されている。このクモは石材に混じってよりも、直接船に紛れ込む可能性の方が強い。船内の点検も重要と思われる。
2	「6-8」には目視による外来生物の確認が記されている。もちろん、これは実施した方がよいが、植物種子、微小な昆虫・クモを目視によって発見するのはきわめて困難と思われる。
3	天候不順のため運搬船が港に接岸したまま長時間とどまるさいにどのような措置をとるのか、明記されていない。
4	那覇港では、海中への投入作業終了後に、燃料補給等で港に接岸することがあるのか。この点を明記する必要がある。接岸中に船内にかくれていた外来生物が上陸する可能性がある。
5	本届出書の記載にあるように、沖縄県内へ資材を船舶で運搬後に該当箇所 で資材のみを海中に投入し、その後に船舶が速やかに奄美大島に戻るのであれば、奄美大島に存在する特定外来種の種類から考えて、その資材に付着した外来種が生存して、沖縄に侵入する可能性はないと思われる。(ただし、資材に浮遊性の付着物たとえば枯植物や木片等が付着している場合にはその限りではない。その意味では、侵入を抑止するためには、外来生物自体の有無を確認するよりも、むしろ外来生物のキャリアーとなりうる付着物が存在しないことを 確認する方が効率が良い場合がある。)

埋立用材搬入届出(追加書類)に係る主な専門委員意見について(那覇空港滑走路増設事業:沖縄総合事務局)

専門委員からの意見	
6	本届出書には資材自体の検査は記載されているが、資材の運搬に係る機器の検査が記載されていない。機器や船舶自体に外来生物が付着していれば、運搬中に資材に移行する可能性は少なくないことから条例の取り締まりの対象となるため、その検査あるいは洗浄に関する記述は必要だと考える。
7	資料1-4,1-5,1-6,1-7に記載されている時間単位の日視確認では本資材に付着する可能性のあるハイイロゴケグモ等を発見できる確率について判断することができない。この目視調査により全資材量のうちのどの程度の割合について検査していると考えられるのかを記載してほしい。
8	調査にあたって専門家等の助言は受けていないとされ、実際の調査にあたった調査者の力量についても、「特定外来生物に係る資料を事前に確認し知識を習得した者」というあいまいな表現がされているので、調査の精度が信頼できません。
9	石材搬出に伴って奄美から移動するリスクが高いと考えられる特定外来生物はハイイロゴケグモのみと考えられますが、少なくとも当該種の発見と識別に信頼がおける専門技術者の配置が必要と考えます。
10	別紙3「当該埋立用材への特定外来生物の付着又は混入の有無の確認のために行った調査の内容」について本追加資料では、調査の具体的内容とその結果について詳細に述べられていないため、評価することができない。
11	調査員の発見能力に関わる事前学習において、添付の環境省「奄美諸島の外来種」及鹿児島県HPのみでは、対照とする外来種の発見に必要な知識や技術を得るのは困難であり、各分類群における専門家のレクチャーを受ける必要があると考える。
12	また、今後、特に奄美諸島への侵入が高く危惧されているセアカゴケグモについても、生息確認を実施する必要があるものとする。

埋立用材搬入届出(追加書類)に係る主な専門委員意見について(那覇空港滑走路増設事業:沖縄総合事務局)

専門委員からの意見	
13	ハイイロゴケグモ(特に子グモと卵囊)やオオキンケイギクの種子が付着あるいは混入しているのを目視で確認することは容易でない。これら両種や他の外来生物が採石場周辺に生息していないかを定期的に調べ、発見次第駆除することがより重要と思われる。生物は常に移動分散しているので、1回の調査では不十分である。
14	すでに何度も指摘されていることであるが、外来生物の混入は採石現場よりも積出港で起こる可能性が高い。ハイイロゴケグモに関していえば、分散様式は解明されていないが、子グモが風で飛ばされて石材や船に到達する可能性がある。これを目視で発見するのは極めて困難である。したがって、石材置場や船の周辺に生息していないか定期的に調査し駆除するのが、より重要な対策となる。調査範囲は広い方がよいが、最低岸壁から内陸に100mくらいは対象にすべきである。それより遠いところから運ばれてくる可能性もあるが、本種は自力での長距離移動が不得意であると推察されるので、上記の方法はあるていどの効果があると思われる。